

22 保育・幼児教育の質の向上について

【文部科学省・内閣府・厚生労働省】

長野県の状況

●子どもが将来にわたって必要な「生きる力」を育む「自然保育」の普及を推進

- ・子どもの自己肯定感が低い（小学5年62.1%、中学2年52.2%、高校2年46.6% ⇒ 年齢が上がるにつれ低下）
〔H29長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査〕
- ・子どもが自己肯定感や創造力、耐久力、主体性といった「人間力の基本」となる「非認知的スキル」（見えない能力）を身につけるためには、乳幼児期の早い段階からそれを意識した教育を行うことが必要

取組

- 信州型自然保育認定制度「愛称：信州やまほいく」の創設（H27.4）
⇒県内185の保育所、幼稚園等を認定（H30.10.31現在）
- 「森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク」の設立（H30.4）
⇒森と自然を活用した保育と幼児教育に取り組む全国の自治体
16県・97市町村が参加（H31.3.20現在）



信州やまほいく
シンボルマーク



森と自然の育ちと学び
自治体ネットワーク設立総会
(H30.10.22)

●女性の社会進出や堅調な雇用情勢等に伴う保育ニーズへの対応

- ・待機児童が3市（松本市、塩尻市、安曇野市）で101人発生
- ・3歳未満児の保育ニーズが増加

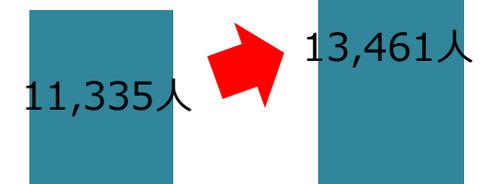
取組

○市町村と協働し、様々な保育士確保策を実施

- ・保育士人材バンクの設置（県内2ブロック2名のコーディネーターによる丁寧なマッチング）
⇒保育士求職登録者数：75人→152人、マッチング成立数：10人→22人（H29→H30）
- ・国の保育士就学資金貸付事業を実施
⇒修学資金の貸付を受けたH30養成校卒業生112人のうち、105人が県内保育所等へ就職（県内就職率94%）
（貸付を受けていない卒業生の県内就職率約60%）

長野県の3歳未満児の
保育所等の利用状況

5年で約1.2倍



福祉行政報告例（厚生労働省）

課題

健康な心と体、自然との関わり・生命尊重、社会生活との関わり など

■新しい幼稚園教育要領等が求める「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の実現に向けて、豊かな自然や地域文化を積極的に活用した「森のようちえん」などの自然保育を進めていくことが必要だが、自然保育により特化した施設は屋外での保育を中心とし、園舎を必要としないため、現行の幼稚園・保育所等の認可基準を満たさないところが出てきている。こうした施設は国の補助金等の対象とならず、普及・拡大、質の向上につながらない

ドイツや韓国では自然保育のための独自の運営許可基準や登録基準が存在

■幼児教育・保育の無償化の対象から外れる認可外の自然保育施設から無償化の対象となる認可園に利用者が移り、認可外の自然保育施設の運営に支障が生じる恐れがある

保育士平均給与23万円
(全職種平均給与33万円)
月額10万円の差!

■県内の保育士養成校では定員を下回り、卒業者も保育所等への就職が6割程度。保育士給与が低額であることが一因

■保育士修学資金貸付事業は、保育士の県内就職率の向上に有効であるが、原資が充分でないため貸付対象者を増やせない

■今後の少子化を考慮すると、一時的な保育ニーズに対応するために保育室に全国画一的な面積基準を課すことは、将来的な過剰投資につながる恐れがある

貸付を受けたH30養成校卒業者の県内保育所等への就職率94%

提案・要望

1 自然保育を対象とする認可基準又は登録制度の新設 (文部科学省)

現行の認可基準を満たさない自然保育を行う幼児教育類似施設について、新たな基準の設置又はそれに代わる登録制度を設け、運営費に対する財政支援を行うこと

2 自然保育を行う認可外保育施設に対する幼児教育無償化と同等の財政措置 (文部科学省、内閣府、厚生労働省)

自然保育を行う認可外保育施設のうち、国が定める保育所保育指針や幼稚園教育要領等に則った保育・幼児教育を実践し、かつ、都道府県等から認定等を受けている施設について、幼児教育・保育の無償化と同等の財政措置を講じること

3 保育士の処遇改善のための財政措置 (内閣府、厚生労働省)

保育士の給与等の更なる処遇改善を図り、そのために必要な財源措置を行うこと
保育士確保に有効な取組である、保育士修学資金貸付事業を継続し十分な財源措置講じること

4 保育に係る「従うべき基準」の見直し (内閣府、厚生労働省)

市町村が柔軟に待機児童の発生抑制に取り組めるよう、保育室の居室面積に係る「従うべき基準」については、「参酌すべき基準」に見直しを行うこと